

伊 勢 原 市 協 働 事 業 提 案 書

28年10月24日

伊 勢 原 市 長 殿

住 所 

団 体 名 「麦踏み塾」協議会 

代表者氏名 本 杉 正 和

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提 案 区 分	市 民 提 案 型 協 働 事 業
協 働 事 業 名	伊勢原を小麦で有名にするプロジェクト「麦踏み塾」
添 付 資 料	(1) 団体概要（第2号様式） (2) 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

団 体 概 要

28年10月1日現在

団 体 名	むぎふみじゅく きょうぎかい 「麦踏み塾」 協 議 会	
所 在 地	〒 [REDACTED] [REDACTED]	
代 表 者 名	もと すぎ まさ かず 本 杉 正 和	
設 立 年 月	2015年 8月	
会員の状況	会員 10人（うち伊勢原市民 6人）	
業 務 内 容	伊勢原で契約栽培されるパン用小麦は、石臼製粉により付加価値が付けられプレミアム小麦として都内に流通している。この「湘南小麦」をブランド化し、地域特産品として育てる。	
主な公益活動の実績	平成25年～27年独自開催の「麦踏み塾」は農家、製粉所、ベーカリー共同の食育イベント活動として周辺地域から多くの参加者を集めた。読売新聞、神奈川新聞に取り上げられたほか、4月5日には NHK「うまいッ！」でも紹介された。又、平成27年～28年 都市農村共生・対流総合対策交付金事業認定され27年度も引き続き「麦踏み・麦刈り」を大田地区にて「かながわ食育フェスタ」にて湘南小麦の講演を実施。	
連絡担当者	氏名	た ぞう みね いち 田 雑 峯 一
	所属	「麦踏み塾」協議会 事務局
	電話	[REDACTED]
	FAX	[REDACTED]
	e-mail	[REDACTED]

協働事業実施計画書

協働事業名	伊勢原を小麦で有名にするプロジェクト「麦踏み塾」
事業の目的	1. 伊勢原産「湘南小麦」ブランド向上による消費拡大を通して小麦農家育成 2. 市内外からの参加者を増やし、食育活動を通して伊勢原市内外消費を促進する
事業内容	1. 原麦として出荷せず石臼製粉で付加価値小麦とし「湘南小麦」のブランドにて流通させ、より多くのパン屋さんにて使用して頂きて湘南小麦取引量を増やし、契約栽培の拡大を目指す。 2. 学校教育の食育の中にて地元の小麦が如何に作られ、食されていくのかを歴史を含め理解してもらい、食べ物が如何に大切かを理解することを目指す。（添付資料参照）
スケジュール	活動内容 1. 平成28年11月23日 「湘南小麦パン祭り i n 世田谷」農大食と農の博物館にて湘南小麦を使用しているパン屋さんの出店で 2. 平成29年2月11日（土）「麦踏み体験」大田ふれあいセンターにて 3. 平成29年2月19日（日）「麦踏み体験」大田ふれあいセンターにて 4. 平成29年6月 3日（土）「麦刈り体験」大田ふれあいセンターにて
協働の効果	湘南小麦のブランド化により、伊勢原市をより多くの方々に知ってもらう事を目指す。
役割分担	（市民活動団体の役割） 1. 小麦農家・プレミアム小麦製粉プラント・人気製パン店の連携により、生産量では全国36位の神奈川県産小麦、その中でも地元の「湘南小麦」を伊勢原市の特産品にしていく。 2. 近隣耕作者へ「湘南小麦」をアピールして、作付け面積を増やす努力をしていく。 3. 学校教育の食育の中での講演・実技を紹介。 （市の役割） 1. 「麦踏み塾」実施の小麦畑に隣接した、大田ふれあいセンター優先利用を許可し、スケジュール枠を事前確保。通常の先着申込み枠にある利用制限を解除。全館貸切りにて施設利用を可能として頂きたい。 2. クルリンの貸し出しをお願いしたい。 3. 市の広報誌による事後告知をお願いしたい。 4. 学校教育の中での講演・実技（麦踏み体験）の学校・教育委員会への橋渡しをお願いしたい。 5. 交付金給付が終わる29年度から「麦踏み塾」を同規模で独自開催する為、市民によるサポータークラブを結成予定です。継続的なイベント開催を可能とするこの組織作り面で、ご指導賜りたい。

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	伊勢原を小麦で有名にするプロジェクト「麦踏み塾」
団体名	「麦踏み塾」協議会

収入の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
国庫交付金	8,000,000	28年度（27年4月～28年3月） 都市農村共生・対流総合対策交付金
協議会収入	90,000 72,000	「麦踏み塾」イベント参加費収入（目標） (3,000円×30人) + (900円×80人)
収入合計額	8,162,000	

支出の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
賃 金	257,530	外部専門家招聘費 経理担当者費用 時給 910 円 × (5 時間 × 12 日/月)
報 償 金	101,000	外部専門家招聘費 セミナー会場費（農大施設「食と農の博物館」） 農大教授謝金 2 時間/1 日（副学長 20,000 円 + 名誉教授 16,200 円 + 准教授 2 名分 24,800 円） 各案の実施方法を検証）
需要費	890,000	媒体関連（料理通信）、小冊子改編 各種デザイン関連費、印刷費
役務費	4,510,000	情報伝達プラットフォームとしてのHP製作 参加希望者リスト管理、一斉配信メール 事務局対応関連一式（12ヵ月） 記録映像撮影費、プレスリリース関連費
依託費合算 イベント運営費	2,241,470 252,000	イベント運営&集客対象者調査・分析・集計 試食パン買取り費
支出合計額	8,162,000円	

「麦踏み塾」協議会規約

(名 称)

第1条 本団体は、「麦踏み塾」協議会（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、神奈川県伊勢原市の小麦を活用したイベント開発等、農地を活用したグリーン・ツーリズム等を推進し、都市と農村の共生・対流による地域の活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 伊勢原市産小麦、および小麦製粉・加工の啓発、普及に関すること。
- (2) 伊勢原市産小麦、および小麦製粉・加工の情報発信に関すること。
- (3) 伊勢原市のグリーン・ツーリズムの活動支援に関すること。
- (4) グリーン・ツーリズムを通じて伊勢原市の資源の利活用に関すること。
- (5) グリーン・ツーリズムを通じて伊勢原市の農地や風景を再生させること。
- (6) その他、目的達成のために必要な事項。

会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(組 織)

第4条 会は、神奈川県の小麦農家・製粉所ミルパワージャパン・パン屋ムールアラムールおよび個人で構成する。

(役 員)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 1名

代表、副代表、事務局長、監事は、総会において互選する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない

(役員職務)

第7条 会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は会務を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある場合等理由のある場合はその職務を代行する。
- (3) 出納事務担当者は、会の予算管理を行う。

(総会)

第8条 総会は、毎事業年度1回、代表が招集する。ただし、代表が認めたときは、臨時総会を招集することができる。総会における議長は、代表が当たる。

- 2 総会は、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 役員の選出に関する事。
 - (3) 事業の推進に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他会の運営に関する事項。
- 3 総会は、構成員の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 会の事務を処理するため、ムールアラムール（神奈川県伊勢原市板戸645-5）内に事務局を置く。

- 2 事務局は、代表の命を受けて会務を処理する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、代表が別に定める。

(会 計)

第10条 会の経費は、負担金、助成金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会計処理は、事務局が行う。

(事務監査)

第11条 事務の監査は、監事が行う。

(会計監査)

第12条 会計監査は、監事が行う。

- 2 会計監査は、会の会計処理が終わり次第、速やかに監査を行い、代表に報告する。

(解散と解散時の地位継承者)

第13条 何らかの事由で協議会が解散する場合、臨時総会を開き解散決議を行い解散する。

- 2 解散後の地位継承者は、代表者が継承する。

(補 則)

第15条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し、必要な事項は代表が別に定める。

附則

- 1 地域協議会の設立当初の事業年度は、第3条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成28年3月31日までとする。
- 2 構成員の名簿は表1に示す。

「麦 踏 み 塾」協議会 会員名簿

平成 28 年 10 月 1 日現在

	氏 名	住 所
1	本杉 正和	伊勢原市 ミルパワージャパン
2	本杉 夏子	伊勢原市 ムール ア ラ ムール
3	内藤 正行	伊勢原市 生産者
4	前田 育夫	伊勢原市 生産者
5	和田 光弘	伊勢原市 生産者
6	青沼 一彦	大磯町
7	田雑 峯一	平塚市
8	山口 崇	秦野市
9	河野 宗彦	伊勢原市
10	高橋 昭江	秦野市

「伊勢原を小麦で有名にするプロジェクト」に関する 協働事業協定書

伊勢原市(以下「市」といいます。)と麦踏み塾協議会(以下「市民活動団体」といいます。)は、「伊勢原を小麦で有名にするプロジェクト」(以下「事業」といいます。)に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

本市大田地区は、稲作を中心とした優良な農地を有す地区として、農道や用水路について農業経営に資する環境整備が行われています。この環境を生かし、稲作に続けてブランド小麦「湘南小麦」を栽培し、農業経営の安定化を目指すとともに、小麦栽培の工程である「麦踏み」を通じて、市外からの来訪者を呼び込み、もって、シティプロモーションにつなげていくことを目的とします。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との間の関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

3 協働に関する原則

市と市民活動団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、市民活動団体に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の実施に当たり、会場を確保します。
- ii 市広報及び市ホームページにより、事業の周知を行います。
- iii 本事業実施に当たり、助言やアドバイスを行います。

ウ 報告書に関すること

市は、市民活動団体が作成した報告書の内容を検討し、市政に生かすよう努めます。

(2) 市民活動団体の役割と責務

ア 情報提供

市民活動団体は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の目的を達成するため、事業を総括します。
- ii 小麦農家、製粉プラント、製パン店、三者の関係性を生かし、「湘南小麦」の全国周知を図ります。
- iii 麦踏みなどのイベント開催により、市外からの来訪者の増加に寄与します。
- iv 小麦作付け面積の増加を狙い、近隣耕作者へ麦作の効果などを案内します。
- v その他、事業開催に関わるすべてを行います。

ウ 情報公開

市民活動団体は、事業実施の経過・内容・成果等について、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

エ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、個人情報に関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成29年6月30日までとします。

7 事業の評価等

市民活動団体と市とは、事業の実施後に事業の評価を行います。

8 その他

本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市民活動団体と市とが協議して定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、市民活動団体は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

平成28年10月31日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎



(市民活動団体)

麦踏み塾協議会

代表 本杉 正和

